

計画相談支援「精神障害者支援体制（加算）についてのお知らせ

児童発達支援センターはるかぜ 相談支援事業では令和8年1月より、精神科病院等に入院する精神障害者の方や、地域において単身生活等をする精神障害者に対して、地域移行支援や地域定着支援のマネジメントを含めた適切な計画相談支援等を実施する為に、下記の通り、研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置しております。

記

1・体制加算を算定するにあたって要件となる受講済み研修

研修：「厚生労働省が定める精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修」

開催日：令和7年12月2日（火）12月3日（水）

配 置：相談支援専門員 1名

以上